

令和4年度監査指摘事項に対する措置状況

定期（財務）監査指摘事項1

所管組織	区民部 保険医療課	団体名
指摘の内容	<p>通年にわたり現金出納票の記入を誤っていたもの</p> <p>中野区会計事務規則においては、資金前渡金を受けた者は、現金出納票により現金の出納を整理しなければならないことが定められている。</p> <p>区民部保険医療課においては、現金の取扱いにあたり、現金出納票を作成していたものの、同票においては60か所以上にわたる日付や記載項目の誤りがあり、その誤りは是正されることなく年間を通じて発生していた。</p> <p>誤った内容の現金出納票の作成が、是正されることなく年間を通じて行われていたことは不適正である。</p>	
原因・理由	<p>原因は担当者が現金出納票の記載方法について正しく理解していなかったこと、書面でのマニュアルが無かったこと、チェック体制が無かったことである。</p>	
講じた措置の内容	<p>注意事項を記載した記入例を作成し、会計室の記載例とともに参照できるようマニュアルを改めて整備した。</p> <p>また、チェック体制として、現金出納票に確認欄を設け、作成者、別の職員、金銭出納員が確認を行うほか、毎月、金銭出納員が預金通帳と照合・確認を行い、当面の間は課長も確認を行うこととした。</p> <p>さらに、預金利子については、会計室に確認の上、新たに預金利子用の現金出納票を作成することとした。</p>	

定期（財務）監査指摘事項2

所 管 組 織	地域支えあい推進部 介護・高齢者支援課	団体名
指摘の内容	<p>契約書を紛失していたもの</p> <p>区は、令和3年11月12日付けで、民間監査法人と中野区福祉サービス事業団に対する経営分析・経営診断業務委託契約を締結し、契約書を取り交わした。</p> <p>同年12月上旬、地域支えあい推進部介護・高齢者支援課が決裁のため当該契約書を所属内で回付した際、契約書の行方が不明となり、直ちに所在の確認をしたものの契約書は発見されることはなかった。このため、委託料の支払については、契約書の写しを用いて行っていた。</p> <p>契約の重要な証拠である契約書を紛失したことは極めて不適正である。</p>	
原因・理由	<p>令和3年9月30日付3中地介第1766号により、実施を決定した、中野区福祉サービス事業団に対する経営分析・経営診断業務委託について、経理課を通して監査法人アリアと令和3年11月12日付で契約を締結した後、令和3年12月2日に支出負担行為の決裁処理を行った。1週間程度経過した頃、契約書を含む書類が戻ってこないため、担当者の自席周辺及び係内を探索したが、発見できなかった。また、誤送付の可能性を考え、会計室にも問い合わせを行ったが、書類を見つけることはできなかった。</p> <p>さらに、決裁後に誤って他課へ送付された可能性も考え、交換便の確認を行うとともに、係で管理しているキャビネットや他の係の周辺等を探索したが発見できなかった。経理課へ再度契約書の作成について相談したところ、こうした紛失には対応できないという回答であった。委託料の支払いについては、会計室との協議により、リスク管理・危機管理情報連絡票及び契約書の写しにより審査する旨、確認し、支払事務を行った。</p>	
講じた措置の内容	<p>それぞれの職員が自主的にクリアデスクに努めるとともに、決裁書類等については、手渡しによる回付を原則とする。決裁者が不在の場合には、係内の他の職員に預けるようにする。また、書類紛失を防ぐための方策として、起案者が決裁状況を管理し、決裁完了を確認した場合は速やかに書類を回収し、次の事務処理を進めていくようにする。</p> <p>事故が発覚した令和3年12月以降、係長会等で状況を共有し、会計書類等については、課内全ての職員が保管に関して、細心の注意を払う必要があることを周知し、再発防止に努めている。また、令和4年12月7日に実施された、定期（財務）監査の講評の後にも、改めて課内に注意を喚起した。</p> <p>毎年度の目標管理面接の際などに、適正な会計事務の徹底や、厳重な書類の保管等を遵守することを、課長より一人ひとりの職員に対して直接指導していく。</p>	

定期（財務）監査指摘事項3

所 管 組 織	まちづくり推進部 まちづくり事業課 総務部 経理課	団体名
指摘の内容	<p>行政財産ではないにもかかわらず、行政財産の使用許可、使用料の免除を行っていたもの</p> <p>区は令和3年6月19日から9月30日まで(以下、「貸付期間」と言う。)、中野区大和町四丁目313番32の土地(以下、「本件土地」と言う。)20.75㎡について、民間事業者に対し、中野区公有財産規則に基づき行政財産として使用許可を行い、中野区行政財産使用料条例及び中野区行政財産使用料条例施行規則に基づき、行政財産使用料の免除を行っていた。</p> <p>この使用許可に関する本案の決定は、まちづくり推進部まちづくり事業課が許可に関する起案を作成し、総務部経理課長による協議を経て決定されていた。</p> <p>本件許可は民間事業者に対するものであるにもかかわらず、まちづくり推進部まちづくり事業課は、国または地方公共団体が公共的に使用するという条例、規則の条項を根拠に使用許可及び使用料の免除を決定していた。</p> <p>さらに、この貸付期間中の本件土地については、区が中野区土地開発公社から無償貸付を受けていたものであり、そもそも行政財産とはいえないものであった。</p> <p>事案の精査を怠り、行政財産ではないものについて行政財産の使用許可及び使用料の免除を行ったこと並びに決定に係る協議を承認したことは不適正である。</p>	
原因・理由	<p>【まちづくり事業課】</p> <p>使用許可については、根拠規定の異なる類似事案を引用し決定をしており、内容の確認を行わなかったことが原因である。</p> <p>また、本件土地については、地方自治法第238条(公有財産の範囲及び分類)から「行政財産」と解したものであったが、条文解釈について十分な確認を行わなかったことが原因である。</p> <p>【資産管理活用課(経理課)】</p> <p>本件の「行政財産使用許可・使用料免除申請について係る」事案決定における協議にあたっては、使用許可の対象となる土地の所在地、数量、使用期間、及び使用目的等、起案に記載された内容については、確認を行い、承認したところである。しかしながら、起案件名が「行政財産の使用許可」とされていることから、本件の協議は行政財産であることを前提としていたため、対象地の区の所有権の有無については、確認を行わず、これにより錯誤が生じたものである。</p>	
講じた措置の内容	<p>【まちづくり事業課】</p> <p>規定の錯誤が無いよう担当内でダブルチェックを徹底し再発防止に務め、また、条文解釈に誤りが生じないように法律相談や関係部署との協議等を踏まえ適正な事務処理を図ることとした。</p> <p>今後の用地貸付については、中野区公有財産規則第56条に基づき同規則を準用し、事務処理を行う。</p> <p>【資産管理活用課(経理課)】</p> <p>令和5年2月2日付4中総経第1745号において定めた貸付料の減額・免除基準の中で、区が借地又は借家している土地又は建物を貸し付け、減額・免除を行う場合は、予め対象案件の詳細を経理課内で把握し、円滑な事務処理を遂行するため、事前に管財係担当者へ相談いただくこととし、決定時に経理課長審査を経由することとした。</p>	

定期（財務）監査指摘事項4

所 管 組 織	教育委員会事務局 指導室	団体名
指摘の内容	<p>本来必要でない経費を支払っていたもの</p> <p>令和2年5月、中野区立緑野中学校において、著作権のあるイラストを掲載した学習プリントを著作権者の許諾を得ず同中学校のホームページに掲載したことについて、令和3年12月に著作権者から損害賠償が求められ、区は令和4年4月、損害賠償金110,000円を支払っていた。</p> <p>本件は、学校における教育活動で著作権の保護が適切に実施されていれば未然に防げたものであり、これを怠り、著作権を害し、本来必要のない経費を支払うに至ったことは不適正である。</p>	
原因・理由	<p>当該中学校の教員が、インターネットのブラウザにて「無料 イラスト」で検索した際にヒットした当該イラストを、元サイトを確認せずに無料で使えるものと誤認して使用したため。</p>	
講じた措置の内容	<p>当該校長から学校内の職員全員に対し注意喚起を行うとともに教育委員会から当該区立中学校の校長に対し再発防止について指導、また定例校長会・副校長会等の機会に教育委員会から各区立学校の管理職に対し注意喚起を行い再発防止の徹底を図った。</p> <p>各種研修の機会をとらえ、本件を事例としてさらなる注意喚起と再発防止の徹底を図る。また、各学校で利用できる有料イラストの導入を検討する。</p>	